

規制の事前評価書(要旨)

【代替案なし】

政策の名称	消防活動阻害物質の追加	
担当部局	総務省消防庁危険物保安室	電話番号:03-5253-7524 e-mail:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
評価実施時期	平成28年6月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 「シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)」を貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を消防機関が事前に把握することで、より迅速かつ適切な消防活動の実施を可能とし、火災発生時の消防機関の活動の負担を軽減することを目的とする。</p> <p>【内容】 流通実態や人体への影響等を勘案し、「シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)」を新たに消防法上の消防活動阻害物質に指定する。また、この改正に伴い当該物質を貯蔵し、又は取り扱う者に課されることとなる届出義務について、一定の周知期間(約6ヶ月を予定)を設ける。</p> <p>【必要性】 「シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)」は、加熱されることにより人体に有害な蒸気が発生する危険性を有している。そのため、当該物質を貯蔵し、又は取り扱う施設等の所在を消防機関が事前に把握することにより、当該施設等で火災が発生した場合に、燃焼及び消火活動に伴ってこれらの物質が爆発しあるいは有毒ガス等が発生するなど、他の通常の火災の場合には見られない重大な被害を生ずる危険を防止する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文	危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令 第2条 (危険物の規制に関する政令別表第二の総務省令で定める物質及び数量)
規制の費用	費用の要素	
(遵守費用)	新たに消防法上の消防活動阻害物質に指定される物質を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防機関に当該物質を貯蔵又は取り扱う旨の届出を行う必要があるが、届出に係る事務費用・交通費等、必要な費用は限定的である。	
(行政費用)	消防機関に届出があった場合、消防機関には消火活動を実施する際の対策を立てることが期待されるが、新たに消防法上の消防活動阻害物質が指定されても、現在指定されている、同等の性質を有する他の消防法上の消防活動阻害物質の特性を参考として対策を講じることができ、現行体制で対応可能と考えられるため、人員という観点からは新たな負担は限定的である。また、新たに消防法上の消防活動阻害物質が指定されることに伴う周知等を行う必要が生じるが、現行の業務の一環で行える部分もあり、新たな負担は限定的である。	
(その他の社会的費用)	特になし。	
規制の便益	便益の要素	
(遵守便益)	消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、迅速かつ適切な消火活動を行うことを通じて、火災発生時の事業者及び従業員等の生命、身体及び財産の保護並びに隣接建物への延焼の防止を図ることができるという便益が生じる。	
(行政便益)	消防機関が当該物質の所在を事前に把握することで、迅速かつ適切な消防活動を行うことが可能となる。その結果、消火活動にあたる消防職員等が危害にさらされることを防止して、火災発生時の消防機関の活動の負担を相当程度軽減することが可能となるという便益が発生する。	
(その他の社会的便益)	消防機関が当該物質の所在を事前に把握し、迅速かつ適切な消火活動を行うことを通じて、火災発生時の付近住民への生命、身体及び財産の保護を図ることができるという便益が生じる。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>消防法上の消防活動阻害物質の規制においては、規制に係る届出等の事務を市町村が自治事務として行い、基準や対象とする範囲、手続き等の枠組みを必要最小限の範囲で国が定めることを基本としている。</p> <p>今回の規制は、学識経験者や関係団体等の参画を得て消防庁において開催した検討会における調査・分析の結果、必要な安全対策として合意を得たものであり、その水準は合理的なものであると考えられる。</p> <p>規制の見直しに伴う費用については、消防機関が現行体制のまま対策を講じることができるため新たな費用負担は限定的となる一方、当該規制により消防機関が消防法上の消防活動阻害物質の所在を把握することで、より迅速かつ適切な消防活動の実施が可能となり、火災発生時の消防機関の活動の負担の軽減を図ることができる。また迅速かつ適切な消火活動を通じて火災発生時の事業所、従業員や付近住民等の生命、身体及び財産の保護・隣接建物への延焼の防止を図ることができるという便益が発生する。このように、新たな費用負担が限定的であること及び上記の便益が発生することを総合的に勘案すると、当該規制は適切である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	<p>平成27年度の「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」(座長:田村昌三 東京大学名誉教授)において、消防法上の消防活動阻害物質の追加についての検討が行われ、当該検討会の報告書(「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査報告書」(平成28年3月))において、「シアナミド及びこれを含有する製剤(シアナミド10%以下を含有するものを除く。)」を新たに消防法上の消防活動阻害物質に指定することが適当であるとされた。</p> <p>・平成27年度火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会 (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h27/kasaikikensei/index.html)</p>	
レビューを行う時期又は条件	当該規制の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じレビューを行うものとする。	
備考		